



撃退！ネットトラブル

ワンクリック請求に注意

無料動画を見ようと画像をクリックして、次から次へと進んでいった利用者に対して、ウェブサイト運営者が利用者の意思に反して『会員登録』を行い多額の料金を請求する詐欺が多発しています。

気軽にクリックしたら・・・



<事例>

パソコンで無料動画を開いた。「18歳以上ですか」と画面に出たので、「ハイ」とクリックした。すると「完了しました」となり、45万円を請求された。驚いて画面に記載されている電話番号に電話をしてしまった。その後名前や年齢等を聞かれて18歳以上（2022年4月1日より成年年齢引き下げ）は退会できないのでお金を支払うように言われた。

トラブルにあわないために

- 画面に「登録完了」と出ても落ち着いて対処しましょう。表示された電話番号には 絶対に電話をかけてはいけません！
- スマホやパソコンの画面を閉じ、請求金額や閲覧履歴を削除してください。詳しい対処方法は（独）情報処理推進機構のウェブサイトを参照してください。
- アニメやゲーム等からサイトに誘導されることもあります。記載内容をよく確認してから次の画面に進みましょう。

18歳から大人に！ クレジットカードの使い方を考えよう！

事例1

成人すると簡単にインターネットでクレジットカードが作れるようになったので、クレジットカードを作ったが、限度額いっぱいまで買い物をしてしまい、支払いができなくなりました。

そのまま放置していたら督促状が届き、その返済のために借金をして返済不能になった。どうすればいいのか。

事例2

大学で使うパソコン購入のために作ったクレジットカードの利用明細を、1年以上経過した最近になって確認したら、支払残高が約30万円もあることに気づいた。

割引サービスのあるリボ払いを選択していたが、こんなに高額になっているとは思わず、どうすればいいのか。



2020年4月から成年年齢が18歳になり、親の同意なしでクレジットカードが作れるようになりました。便利ですが、注意して使用することが大切です。

クレジットカードは決められた日と銀行口座からの引き落とし等により支払われますが、うっかり口座残高不足のままにしていると「延滞」になってしまいます。延滞を放置したり、繰り返したりすると、延滞に関する情報等を個人信用情報機関へ報告されてしまいます。

支払いが難しい場合は、分割で支払うなどの返済計画をクレジットカード会社へ相談しましょう。

トラブルに遭わないためのポイント

●延滞に注意！

利用の際には、支払計画を立てて利用しよう。

●手数料が発生する分割払い、リボ払いに注意！

●カードの管理は適切に。利用明細は必ず確認！

●悪質事業者から「クレジットカードで支払えばよい」とそそのかされても応じないで！



このままでは固定電話が使えなくなる！？

それって光回線の“便乗”勧誘かも・・・

NTT 東日本およびNTT 西日本は2024年1月以降、固定電話のIP網への移行に伴い同社の局内設備の切替を予定していますが、これに便乗した光回線などの勧誘がみられますので、十分に注意しましょう。

相談事例

【事例1】 今後固定電話が使えなくなると言われて、光回線の契約をしたがやめたい。

突然実家に訪問してきた事業者から「今後固定電話が使えなくなる。光回線にした方がいい」と言われ、父が光回線の契約を了承したようだ。父は契約内容を理解しておらず、アナログ回線のままを希望している。光回線を解約したい。



【事例2】 2024年にアナログ回線がなくなると言われて、光回線を勧誘された。

事業者から電話があり、「光回線にすると電話の基本料が安くなる。2024年にアナログ回線がなくなるため、光回線に変更するためには工事料が発生するが、今だと工事料は不要だ」と言われ、曖昧な返事をした。すると後日、工事日を決める電話がきたため、「契約した覚えがない」と断ったが、今日になって契約書が届いた。契約した覚えがなく、もし契約したことになっているなら解約したい。

消費者へのアドバイス

- ◆ 固定電話のIP網移行に伴う局内設備切替では、**利用者側での手続きや自宅での工事は不要**です。また、**利用中の電話機や電話番号はそのまま利用できます**。
- ◆ 固定電話やアナログ回線が使えなくなるなどといった、固定電話のIP網移行等に便乗した光回線などの販売勧誘には十分に注意しましょう。もし不要な契約であれば、きっぱり断りましょう。
- ◆ 契約を不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、すぐに最寄りの消費者生活センター等へ相談しましょう。

消費者トラブル注意報!!

身近にあるトラブル こんな手口!

点検商法

「無料で点検する」と突然来訪した事業者が、点検後「このままでは大変なことになる」などと消費者の不安をあおり、実際には必要のない高額な商品やサービスを契約させる手口。

サイドビジネス商法

SNS や副業サイト上で「自宅での簡単な仕事」「副業で高収入」などと勧誘し、仕事に必要なだと言って教材やセミナーなどを契約させる。近年はインターネットを使うビジネスなどを勧めてくるが、ほとんど収入にはならず、契約した商品などの高額な支払いだけが残る。

マルチ商法

友人や知人を新たな販売員として販売組織に参加させれば紹介料が入るなどと勧誘し、商品やサービスを契約させる。最近は「投資」や「ビジネス」などと誘い、入会金や出資金などの名目で支払わせる。しかし、事業者と連絡が取れなくなり、解約ができずお金も返ってこないことが多い。

SF 商法

閉め切った会場等に高齢者などを集め、ただ同然で商品を配り雰囲気盛り上げた後、高額商品を売りつける手口。数か月以上の長期にわたって販売会を開催し、無料・安価な日用品を目当てに会場に通う高齢者に個別に声をかけて、高額な商品を販売する手法もみられます。

他にも身近に多くのトラブルがあります。国民生活センターのホームページで紹介されています。

消費生活相談をご利用ください

架空請求ハガキ、商品のトラブル、通販トラブル等不安に思ったら、お電話ください。

市民生活相談センター ☎055-983-2621

三島市役所 本館1階（三島市北田町4-47）

月曜日～金曜日 午前9時から午後5時まで

※土曜日、日曜日、祝日は 消費者ホットライン188（いやや）

消費者ホットラインからお近くの消費生活相談窓口につながります。

